

総務大臣・秋田県選挙管理委員会宛

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

届出事項等に異動があったので、政治資金規正法第 7 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異 動 事 項	内 容				異 動 年 月 日
ふ り が な	新				令和
政 治 団 体 の 名 称					・ ・
主たる事務所の所在地	新	(〒 —) (電 話)			令和
	旧				・ ・
主たる活動区域	□秋田県から全国へ□全国から秋田県へ□その他 ()				令和 ・ ・
区 分		氏 名	住 所 ・ 電 話 番 号	生年月日	
ふ り が な	新		(〒 —) 電 話 ()	昭和 ・ 平成	令和
代 表 者				・ ・	・ ・
会 計 責 任 者	旧				
	新		(〒 —) 電 話 ()	昭和 ・ 平成	令和
会 計 責 任 者	旧			・ ・	・ ・
	新		(〒 —) 電 話 ()	昭和 ・ 平成	令和
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者	旧			・ ・	・ ・
	新				
そ の 他	□ 規約の異動 □ 課税上の優遇措置の異動 (有 ・ 無 から 無 ・ 有 へ)				令和
	□ その他 ()				・ ・
国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 区 分	新	□ 1 号団体 代表者の公職の種類 □ 衆議院議員 □ 参議院議員 (□ 現職 □ 候補者等) □ 2 号団体 候補者の氏名 (ふりがな) : () 候補者の公職の種類 □ 衆議院議員 □ 参議院議員 (□ 現職 □ 候補者等) □ 3 号団体 主催する又は主要な構成員である国会議員の氏名 (ふりがな) 及び公職の種類 □ 主宰 □ 主要 氏名 () □ 衆議院議員 □ 参議院議員 □ 国会議員関係政治団体以外の政治団体			令和
	旧	□ 1 号団体 代表者の公職の種類 □ 衆議院議員 □ 参議院議員 (□ 現職 □ 候補者等) □ 2 号団体 候補者の氏名 (ふりがな) : () 候補者の公職の種類 □ 衆議院議員 □ 参議院議員 (□ 現職 □ 候補者等) □ 3 号団体 主催する又は主要な構成員である国会議員の氏名 (ふりがな) 及び公職の種類 □ 主宰 □ 主要 氏名 () □ 衆議院議員 □ 参議院議員 □ 国会議員関係政治団体以外の政治団体			
供 覧	委 員 長	書 記 長	副書記長	書 記	月 日

(備 考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 異動の日から7日以内に届け出ること。
- 3 代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名又は記名押印の場合は、この限りでない。
- 4 「□」内には、該当するものに「✓」を記入又は黒塗り「■」し、異動のない欄には記入しないこと。
- 5 資金管理団体の場合、「公職の種類」、「政治団体の名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表者の氏名」に異動があるときは、「資金管理団体届出事項の異動届」も提出すること。
- 6 「会計責任者」と「会計責任者の職務代行者」は同一の人物とならないこと。
- 7 第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 8 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書）の内容に異動があった場合には、異動後の文書を提出すること。
- 9 政党の支部で、「名称」、「主たる事務所の所在地」、「主たる活動区域」が異動となった場合は、「支部証明書を」添付すること。